

# 長浜市人権尊重審議会（平成30年度第1回）要点録

開催日時 平成30年7月2日（月）午後2時～午後4時

開催場所 長浜市役所 5階 5-A会議室

出席委員 真山委員、荒木委員、早川委員、降井委員、小川委員、玉樹委員、野田委員、平井委員、高橋委員、富永委員、

欠席委員 清水委員、鳶津委員

事務局 市民協働部長 人権施策推進課職員4人

委託業者 菅原氏、竹内氏

## 1. 開 会

ただいまから平成30年度第1回長浜市人権尊重審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いします。

〈長浜市人権尊重都市宣言の唱和〉

－事務局より自己紹介－

－(株)ジャパンインターナショナル総合研究所より担当者自己紹介－

－新規委員の紹介－

「長浜市企業内人権教育推進協議会」より 降井 久光氏、「長浜市小・中学校長会」より 小川 淳三氏に、新しく委員に加わっていただいた。任期は平成30年9月30日までです。どうぞよろしくお願いします。

－ 北川市民協働部長よりあいさつ －

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。日頃は人権施策の推進にご理解ご協力を賜りまことにありがとうございます。本市は、人権尊重都市として「あらゆる差別のない平和で明るいまち」を築くため、人権問題の解決に向け取り組んでいるところです。本日はその基となる「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗状況および、その改定についてご審議いただくわけですが、日々のニュースをみてみますと、特に児童虐待の問題が非常にクローズアップされております。また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、こういったものがマスコミをにぎわさない日がないほどです。最近では、大阪の北部地震でのフェイクニュースやデマなど悪質な事象も発生しております。中には、人の命を奪うような重篤なものもございます。

国や、地方自治体では、これまで様々な人権施策を推進してまいりましたが、近年、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が立て続けに施行され、これからは人権の世紀を生きていくための「ものの見方、考え方」をしっかりと学ぶため、人権教育や啓発がより求められる時代になっていくのではないかと感じております。こうした中、長浜市におきましては、今年度、人権施策推進基本計画の改定を行うにあたり、市民意識調査を実施し現状を分析・検討したうえで、効率的かつ効果的な人権施策を進めてまいりますので、委員の皆さまにおかれましては、お一人おひとりの忌憚のないご意見、ご提言を頂戴したいと存じます。ご支援、ご協力をよろしくお願いします。

甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】

本日の審議会は、12名中10名の委員様にご出席をいただいております。都合により、清水委員、鳶津委員の2名がご欠席です。過半数のご出席をいただきましたので、この審議会が成立しましたことをご報告いたします。

この審議会では、会議の公開に関する方針を定めておりますが、本日、傍聴希望者はありませんでした。

## 2. 議 事

### 【会 長】

皆さまこんにちは。本日は「長浜市人権施策推進基本計画の改定が議事に上がっていますが、現行の基本計画もそうですが、人権を擁護するあるいは、意識を高めていくことはもちろんのこと、市役所は日々市民の人権に関わる仕事をしているということから、職員の人権意識を高めることが大事です。また、人権施策という名の施策はもちろんのこと、一般的には人権施策と考えられていないような業務も市民に関わる以上はすべて人権に関連付けられるかと思えます。例えば、行政用語を市民にわかりやすい言葉にするなども、いろんな立場、状況の方に伝えるという点から考えると、人権施策と言えます。

そういうことも含めて、市役所の業務全般にわたって人権という意識をもって取り組むということが、この計画には謳われていると思います。おそらく改定にあたっては、まずは職員が率先して高い次元で人権に取り組むことを求めていくことになるかと思えます。

そういう意味で、この人権尊重審議会は、長浜市全般をみていただくとともに、市役所にも目を向けていただき、どうすれば人権を尊重したまちになっていくかについて、いろんなご意見、アドバイスをいただければと思います。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

### 第1号 「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理について（報告）

#### 【事務局】

《資料に基づき、以下を説明》

- ・【様式1】対象：すべての部署 平成29年度実績について（資料5～6ページ）

問1：職場内での人権研修の実施については初めて100%を達成した。職場研修のほか各種講座への参加をよびかけるなども行った。今後も継続させていきたい。

問2：イベントや集会での性別の役割固定化等については、イベントをする課に限られており、また対象者を絞った形のものが多くなっていることから、託児、授乳サービスの有無について、参加対象者に当てはまらず「いいえ」という回答が一定数あった。次年度は設問の内容を検討したいと思う。

問3：個人情報の取扱いについて職場内研修等の実施、93.7%

問4：合理的配慮の実施、82.5%

ほぼ昨年度と同率であった。合理的配慮について各課の意識をもっと高めていきたい。今後も継続して内容、情報の提供、学習機会の提供を続けていきたい。

問5：附属機関の女性委員の割合が40%以上である、32.7%

## 質疑応答・意見交換

### 【委 員】

問2にある、市で実施するイベントや集会とは何ですか？

### 【事務局】

例えば、子育て支援課の子育て応援フェスや、生涯学習文化課での講座などです。

【委員】

問3、問4は直接市民に関わることなので、「いいえ」という回答があるのはいかがなものか。合理的配慮が必要だとわかっていて、出来なかったとはどういうことですか。

【事務局】

「いいえ」という答えの理由を確認したところ、課内で常に話をしているが、職場研修として話をしていなかった、というようなことだった。設問の解釈が十分でなかったようです。

次年度以降に、このあたりは配慮したいと思います。

【事務局】

《資料に基づき、以下を説明》

- ・【様式2】対象：個別の部署 平成29年度実績について（個別の事業）（資料7～14ページ）  
所管部署が 1年間の事業を振り返り 5段階の事業評価  
進捗状況が予定どおり、予定以上のもの（評価5、4）→継続して経過をみていく。  
進捗状況が予定に達していないもの（評価3、2、1）→目標達成の見込みがあるか、目標が過大でないか、代替施策・取り組みはないか。

事業評価の結果を点数化・分類項目ごとに平均点 → 総合評価（A、B、C、D、E）

**基本的施策** 総合評価B（前年度と同じ）

**分野別施策** 女性の人権（C→B）、外国人の人権（C→B）、患者の人権（C→B）  
犯罪被害者とその家族の人権問題（C→C）、情報化に伴う個人情報と人権に関わる問題（B→C）

- ・犯罪被害者とその家族の人権  
→地域学習会のテーマとしては重過ぎる、地域学習会のテーマとするか再検討する。
- ・情報化に伴う個人情報と人権に関わる問題  
→関心の高いSNSでの人権問題を取り上げる、講座等で学習会を提供する。

【委員】

外国人の人権問題の評価が、2.8から4.0と大幅に上がっているのはなぜですか。

【事務局】

平成29年度までは、年度当初に重点テーマを設定し各地域の人権学習でも、そのテーマで学習してもらおうように勧めていました。「外国人の人権」も重点テーマのひとつでした。そのことから一定の効果があったといえます。ただし、地域によっては、自分たちで学習テーマを決めたいという声もあったことから、今年度は重点テーマというものは敢えて設定していません。自由に選択してもらおう形としながらも、毎年同じテーマではなく、いろいろな内容で学習してほしいという事を伝えていきます。

【会長】

進捗管理という点から、取り組みの実績としては、目標として予定していたものがしっかりと実施できていればいいのですが、職員が実施するものだけでなく、市民にやっていただくことも含まれるため、なかなか100%になるのが難しいものもあるかと思います。結果的には現状維持が多かったかと思いますが、なお一層取り組んでもらうということで、皆さん了承いただけますか。

《異議なし》

## 第2号 「長浜市人権施策推進基本計画」の改定について

### 【事務局】

《資料に基づき、以下を説明》

現行計画は、平成23年9月に策定し、社会情勢の変化および、県、国の動向を踏まえ適宜、計画の変更を行うとしていたが、平成28年度に人権に関する3法が新たに施行されたことから、市民意識調査を含めた改定を行うものです。

- ・年間スケジュールを説明（資料15ページ）
  - 5月 公募型プロポーザル実施、選定委員会実施（荒木委員、早川委員にも参加いただいた）
  - 6月 （株）ジャパンインターナショナル総合研究所 契約  
～市民意識調査設問の検討～
  - 7月 人権尊重審議会第1回  
人権と男女共同参画推進本部（幹事会・本部会議）
  - 8月 市民意識調査（8/10発送 8/13～8/31 予定 最大9/7までとする）  
市内在住18歳以上 3,000名を無作為抽出
  - 10月 計画骨子案作成
  - 11月 計画素案作成  
人権尊重審議会第2回
  - 翌2月 パブリックコメント
  - 翌3月 人権尊重審議会第3回

- ・市民意識調査について説明（別資料）

現計画の策定時は、市民意識調査は実施せず、県民意識調査を参考に策定していることから、今回も平成28年度に滋賀県で実施した県民意識調査を参考に、内容を精査して設問を考えています。

（業者より設問（案）について説明）

- ・県民意識調査と比較できるように設計した。
- ・平成28年に施行された人権に関する3法を掲載し、市民に人権の法整備の現状を知ってもらえるようにした。
- ・クロス集計をできるように性別、年齢、地域、職業、世帯構成を設問入れた。
- ・市の人権施策がどれほど市民に浸透しているかをはかるための設問を入れた。
- ・人権侵害の経験等については、国県でも設問があり、それとの比較するために設けた。
- ・個々の人権問題について設問を設けた。
- ・内容がわかりにくいと思われる人権問題については、説明を追記している。
- ・人権啓発や、市の施策への参加状況を尋ねる設問を設けた。

### 【委員】

人権に対する調査ですので、特に注意しないとイケないのは、調査される人が迷わない、悩まない、わかりやすい調査票にすること。言葉の使い方、文言に注意する必要があります。

### 【事務局】

その通りだと思います。知られていないこともあるので、文言を加えて丁寧に説明書きをしたいと思います。

### 【委員】

唐突に3法について掲載してあるように感じます。掲載する理由も書く必要があるのでは。

【委員】

なぜこういう質問があるのか、質問の意図が伝わるのが大切だと思います。

【委員】

性別の設問で、「答えたくない」というのはどういうことでしょうか、仕事については、「育児」を入れたらどうですか。世帯構成がわかりにくいと感じます。意識調査の対象に18歳以上の人や外国籍の人も含まれるので、イラストに学生や外国籍の方があるといいかと思います。

【会長】

性別については、最近はこのような設問が一般的かと思います。違和感を持たれる方もおられるとは思いますが、特に他に代わる設問がなければ、今回はこれでどうでしょう。

【委員】

自分の性別を言わない方もいます。その方自身がどのように自分の性を思っているのかわからないので、見た目では性別はできないと感じます。「答えたくない」という選択肢も必要だと思います。

【事務局】

性別の設問は県民意識調査に合わせています。世帯質問については、どういう形にするか迷いましたが、男女行動計画の調査の設問に合わせています。

【委員】

世帯のパターンはクロス集計のためですか。

【会長】

世帯構成と人権意識に何か関係があるのか、とも思いますが、男女共同参画の意識調査と同じにしておけば、何か比較できる、という可能性もあるかと。

【委員】

同和問題は、学校で全く学ばなかった世代もあります。きっかけはいつ？と考えると覚えていないことが多いと思います。

【委員】

回答を1つだけとするもの、複数回答としているものの違いは何かですか。

【事務局】

回答数を制限しているものは、特にどの部分を大事と思うか、ということをつねるため、上から3つ選んでもらう形にしています。そうしないと全てに○をつけてしまわれることもあろうかと思われま

【会長】

同和問題を知ったきっかけが何だったか、意識している人は少ないのかもしれませんが、しかしそれを難しい設問だと考えてしまうと、アンケート自体がとれなくなってしまうかもしれません。

回答数については、重要度を考えて特に大事なものを3つ選ぶというのは、真面目な人ほど悩まれるかもしれませんが、そうせざるをえないかと思います。

【委員】

学生がアルバイトしていたら、仕事はどれにするのでしょうか。

【委員】

その人の感覚にもよって違ってくるでしょう。

【委員】

家事も仕事という区分になりますか。

【事務局】

家事を無職とするとことを不快に思う方もいるため、分けています。

【会長】

いろいろな意見もありますが、仕事、世帯について細かく分けても、調査概要に大きな意味があるということではないので、これでよしとしていいのではないのでしょうか。

同和問題を知るきっかけについても、答えるのが難しいかもしれませんが、記憶に残っている範囲で答えていただくということでもよろしいのでしょうか。

【委員】

「自治会などで年1回開催されている人権学習会に参加したことがあるか」との設問がありますが、企業などの自治会以外での部分も含めての参加状況をたずねる設問ですか。

【事務局】

当課で実施している、自治会と地域での人権学習会への参加状況を想定していたので、「自治会など」の部分で「自治会や地域」に訂正します。

【委員】

「あなたが重要だと思う啓発活動は何か」という設問については、人権学習・啓発活動としてはどうですか。

【事務局】

人権学習を追加する方向で検討します。

【委員】

人権課題を分けた場合に、「職場における人権」「医療の現場における人権」については、「人」ではなく「場面」での分け方になっています。

【事務局】

「医療現場における患者に関する人権」ということから、HIV、ハンセン病やといったところとの分け方をします。「職場における人権」については再検討します。

【委員】

「〇〇者など」という風に「など」と付いているものと、付いていないものがあるのはどうしてですか。

【事務局】

法務省の記載をそのまま掲載しており、「犯罪被害者など」ですと、直接被害を受けた人、間接的に受けた人という部分を含めているようです。感染症については主なものはHIV、ハンセン病

になっていますが、それ以外の感染症についても人権的に差別をしてはいけないという点から「など」という表記になっています。国に合わせた形です。

【会 長】

「職場における人権」については、この場で結論が出ないので、事務局一任としてよろしいですか。

《異議なし》

【委 員】

人権3法の説明について、文言がこれで正しいかどうか確認をお願いします。  
学校現場で教育と啓発が問われていますが、同和問題のきっかけについて、どの段階で学んだかを設問に入れることは可能ですか。

【事務局】

「学校の授業で教わった」の後に「(小学校・中学校・高校)」として○をつけてもらうのはどうでしょう。

【会 長】

「学校の授業で教わった」の後にどこかがわかるような「(小学校・中学校・高校)」を付加する工夫をお願いします。

【委 員】

「教わった」より「習った」の方が一般的な言い方な気がします。

【会 長】

「習った」の方が自然かもしれません。

【委 員】

同和問題を知ったきっかけの設問はありますが、どの程度理解しているかについての設問は不要ですか。

【会 長】

解決するための取り組みや対応に関する考え方への設問が次にありますが、その回答から、理解度をはかれるかと思われまます。

【委 員】

「人権が尊重される社会の実現にむけての思い」については、消極的な選択肢が上に記載されていますが、これはなぜですか。また「自分も実現に向けて努力したい」というものしか前向きな選択肢が用意されていません。これならできるという選択肢を増やしたらどうですか。条例の「市民のつとめ」に掲げている内容より、「人権意識をより高めていきたい」とか「人権を尊重し合うよう努めていきたい」といった選択肢はどうですか。その方が答えやすいのではないですか。それを選択肢としては先にあげたほうがいいのではないかと思います。

【委 員】

人権施策推進基本計画が市民には知られていないように思いますが、知っているかについての設問は不要ですか。

【委員】

基本計画の概要版と一緒に送付してはどうか。詳しくはホームページに掲載しているなど書いてはどうか。

【事務局】

ご指摘はごもっともかと思えます。ただ意識調査をする上では、現状をそのまま知りたいということもありますので、今はこの程度でとめさせていただければと思います。

おそらく現行計画について知っておられる方はほとんどおられないかと思われそうですが、行政計画ですので、そのものを知っていただくというより、市民の方に人権問題を知ってもらうとか、人権についての意識高めていただくことが大切です。

ただ、回答することに不安を感じられないように、意識調査をすることについての広報を事前に行い、自治会などにも通知する予定です。

そしてと市民の皆さまのそのままのご意見をいただきたいと考えます。

【会長】

では、市の意向を理解し、今回は、依頼文のところで丁寧に意識調査の意図を説明し、現行計画そのものについては設問を設けたりせずに、人権についての意識のみを聞くということでご了解いただきたいと思えます。

【会長】

意見のあった部分については、事務局で検討いただき、最終的な部分は事務局に一任という形でよろしいか。

《異議なし》

【委員】

セクシュアルマイノリティについての説明は高齢者にわかりにくくないでしょうか。子ども、高齢者は、何歳を指すのか、を注釈で記載してはどうでしょう。

【会長】

説明はできるだけわかりやすくということで、努めてもらえればと思います。以上で、本日の議事は終了となります。

### 3. その他 連絡事項等

【お願い】

委員の皆さまの任期は平成30年9月30日までとなっておりますが、計画の改定の件も継続してご審議いただきたく、10月以降も審議会委員として、引き続きご意見ご提言をいただきたいと思えます。何とぞよろしくお願いいたします。

### 4. 閉会

— 課長よりあいさつ —

現在、ワールドカップが開催されておりテレビを観ていますと、肌の色や言葉、宗教など国境を越えて一生懸命戦う選手や熱狂するサポーターが連日放映されています。そして熱い試合が終わりますと、相手と握手をし、肩を抱き合い、健闘を讃え合う姿が見られ、そこには偏見や差別はあり

ません。

本市におきましても、平成 28 年度に人権に関する法律が新たに施行されたことから、人権施策推進基本計画を改定することになりました。市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に十分配慮した行動が取れるよう相手の気持ちを考えるなど、違いを認め合う心を育てていくことが大切だと思います。

今年度、委員の皆さまには、計画改定についてお世話になりますがどうかよろしくお願いいたします。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。